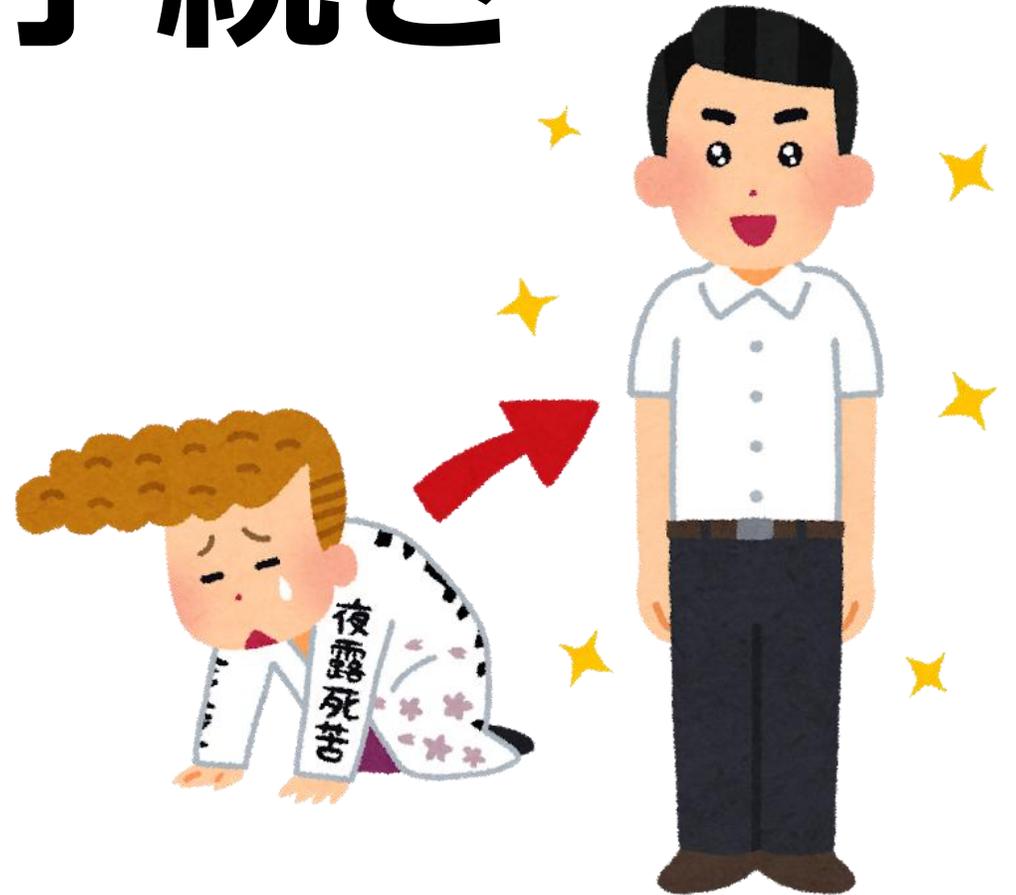


# 少年事件の手続き



# 少年法

少年・・・20歳未満

## 【非行少年の区分】

罪を犯した

将来罪を犯す  
おそれあり

0歳

14歳

20歳

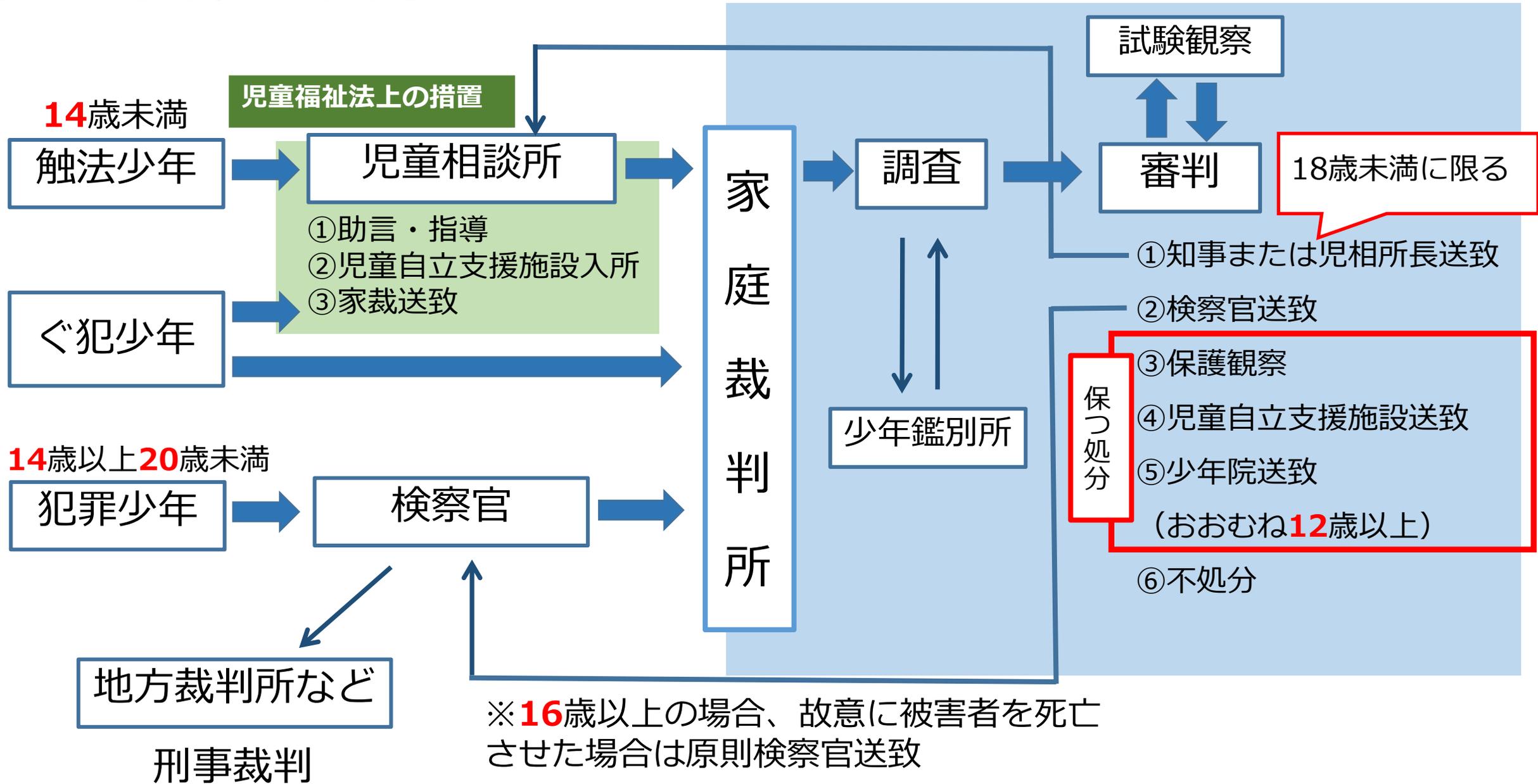
触法少年

犯罪少年

虞犯（ぐはん）少年

14歳未満は**刑事責任能力なし**。  
→刑罰を科されない。

# 少年事件の手続き



2019年問55 虞犯について、正しいものを2つ選べ。

- ① 虞犯少年とは14 歳以上の者をいう。
- ② 虞犯少年は少年院送致の処分を受けることがある。
- ③ 虞犯という概念は少年に限らず、成人にも適用される。
- ④ 虞犯少年とは、将来罪を犯すおそれのある少年のことをいう。
- ⑤ 虞犯少年は児童相談所における措置は受けるが、家庭裁判所には送致されない。

問4 虞犯について、正しいものを2つ選べ。(2019年問55)

① 虞犯少年とは14 歳以上の者をいう。

×20歳未満の者のことである。

② 虞犯少年は少年院送致の処分を受けることがある。○

③ 虞犯という概念は少年に限らず、成人にも適用される。

×虞犯という概念は成人には適用されない。

④ 虞犯少年とは、将来罪を犯すおそれのある少年のことをいう○

⑤ 虞犯少年は児童相談所における措置は受けるが、家庭裁判所には送致されない。

×家庭裁判所に送致されることもある。

## 【一問一答】

1. 非行少年とは触法少年、虞犯少年及び不良行為少年の3つをいう。(2018年追加試験問20②)

×触法少年、虞犯少年、犯罪少年の3つである。

2. 児童相談所は家庭裁判所から送致を受けた少年を児童自立支援施設に措置することはできない。(2018年追加試験問20④)

×児童相談所から児童自立支援施設措置は可能である。

## 【一問一答】

3. 非行少年は家庭裁判所での審判を受け、保護観察又は少年院送致のいずれかの保護処分を受ける。(2018年追加試験問20⑤)

×保護処分は①保護観察②児童自立支援施設送致③少年院送致の3つである。

4. 14歳未満の触法少年であっても重大事件である場合は検察官送致となることがある。(2018年本試験問99①)

×14歳未満の触法少年は刑事責任能力はないとみなし、刑事罰に問われることはない(=検察官送致にはならない)。

【一問一答】

5. 14歳以上で16歳未満の犯罪少年は検察官送致とならない。  
(2018年本試験問99②)

×14歳以上の犯罪少年は検察官送致となりうる。

6. 16歳以上で故意に人を死亡させた事件の場合は、原則的に  
検察官送致となる。(2018年本試験問99③)



7. 18歳未満の犯罪少年であっても重大事件を犯せば死刑になることがある。(2018年本試験問99④)

×18歳未満の死刑は無期刑に減刑される。

<http://www.moj.go.jp/content/001216447.pdf>

8. 事案が軽微で少年法の適用が望ましい事件の場合は、20歳を超えても家庭裁判所で不処分を決定することができる。(2018年本試験問99⑤)

×少年法の適用は20歳未満の少年のみ。

9. 家庭裁判所の処分として児童自立支援施設に入所することは  
ない。(2018年追加試験問106②)

×家庭裁判所の保護処分として児童自立支援措置は可能。

10. 児童相談所は親権者又は未成年後見人の意に反して児童自  
立支援施設への入所措置はできない。(2018年追加試験問106④)

○児童相談所運営指針

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv19/01-04.html>